

### (7) 土壌の汚染に係る規制

「土壌汚染対策法」(平成 14 年 5 月法律第 53 号 最終改正 平成 29 年法律第 45 号)に基づき、土壌の汚染状態が基準に適合しない土地については、都道府県知事等により、要措置区域又は形質変更時要届出区域(以下、要措置区域等という)の指定及び汚染の除去等の措置の指示がなされるほか、要措置区域等内の土地の土壌の搬出時には届出が義務付けられるなど、汚染土壌の搬出に係る規制等が定められている。

土壌汚染対策法に基づく要措置区域等の指定に係る基準は、表 4.2.7-18 に示すとおりである。

表 4.2.7-18 土壌汚染対策法に基づく要措置区域等の指定に係る基準

特定有害物質	基準	土壌溶出量基準	土壌含有量基準
カドミウム及びその化合物		カドミウム 0.01mg/L 以下	カドミウム 150mg/kg 以下
六価クロム化合物		六価クロム 0.05mg/L 以下	六価クロム 250mg/kg 以下
クロロエチレン		0.002mg/L 以下	-
シマジン		0.003mg/L 以下	-
シアン化合物		シアンが検出されないこと	遊離シアン 50mg/kg 以下
チオベンカルブ		0.02mg/L 以下	-
四塩化炭素		0.002mg/L 以下	-
1,2-ジクロロエタン		0.004mg/L 以下	-
1,1-ジクロロエチレン		0.1mg/L 以下	-
1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/L 以下	-
1,3-ジクロロプロペン		0.002mg/L 以下	-
ジクロロメタン		0.02mg/L 以下	-
水銀及びその化合物		水銀 0.0005mg/L 以下	水銀 15mg/kg 以下
うちアルキル水銀		検出されないこと	
セレン及びその化合物		セレン 0.01mg/L 以下	セレン 150mg/kg 以下
テトラクロロエチレン		0.01mg/L 以下	-
チウラム		0.006mg/L 以下	-
1,1,1-トリクロロエタン		1mg/L 以下	-
1,1,2-トリクロロエタン		0.006mg/L 以下	-
トリクロロエチレン		0.03mg/L 以下	-
鉛及びその化合物		鉛 0.01mg/L 以下	鉛 150mg/kg 以下
砒素及びその化合物		砒素 0.01mg/L 以下	砒素 150mg/kg 以下
ふっ素及びその化合物		ふっ素 0.8mg/L 以下	ふっ素 4,000mg/kg 以下
ベンゼン		0.01mg/L 以下	-
ほう素及びその化合物		ほう素 1mg/L 以下	ほう素 4,000mg/kg 以下
ポリ塩化ビフェニル		検出されないこと	-
有機りん化合物		検出されないこと	-

出典：「土壌汚染対策法施行規則」(平成 14 年 12 月 26 日環令第 29 号 最終改正 平成 29 年環令第 29 号)

## (8) 地下水の採取に係る規制

事業実施区域周囲は「工業用水法」(昭和31年6月法律第146号 最終改正 平成26年法律第69号)及び「建物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和37年5月法律第100号 最終改正 平成12年法律第91号)により地下水採取が規制されている地域はない。

## (9) 自然環境法令等による指定状況

### 1) 自然公園, 自然環境保全地域

事業実施区域周囲において、「自然公園法」(昭和32年6月法律第161号 最終改正 平成26年法律第69号)に基づく国立公園等の指定はされていない。また、「自然環境保全法」(昭和47年6月法律第85号 最終改正 平成26年法律第69号)及び「福岡県環境保全に関する条例」(昭和47年10月 条例第28号 最終改正 平成23年条例第12号)に基づく自然環境保全地域の指定地域もない。

### 2) 鳥獣保護区

事業実施区域周囲において、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年7月法律第88号 最終改正 平成27年法律第2号)に基づく鳥獣保護区等が指定されており、その位置は図4.2.7-6に示すとおりである。

### 3) 保安林等

事業実施区域周囲において、「森林法」(昭和26年6月法律第249号 最終改正 平成30年法律第35号)に基づく保安林は指定されていない。事業実施区域周囲において、森林区域が指定されており、その位置は図4.2.7-7に示すとおりである。

### 4) 風致地区等

事業実施区域周囲において「都市計画法」(昭和43年6月法律第100号 最終改正 平成30年法律第22号)に基づく風致地区は、福岡市に筥崎宮, 東公園が指定されており、その位置は図4.2.7-8に示すとおりである。

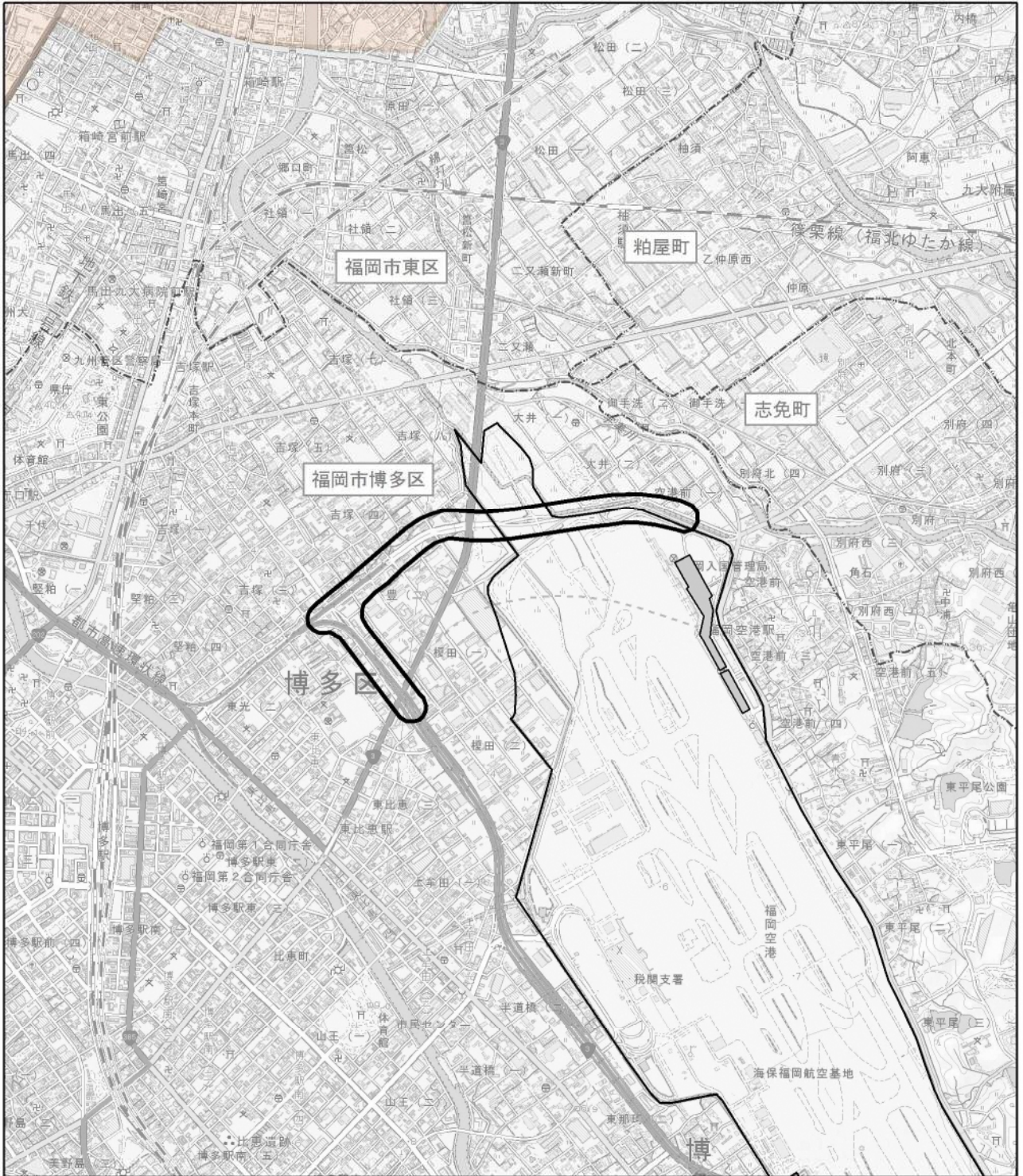






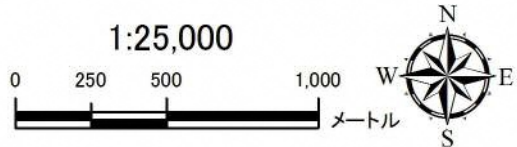


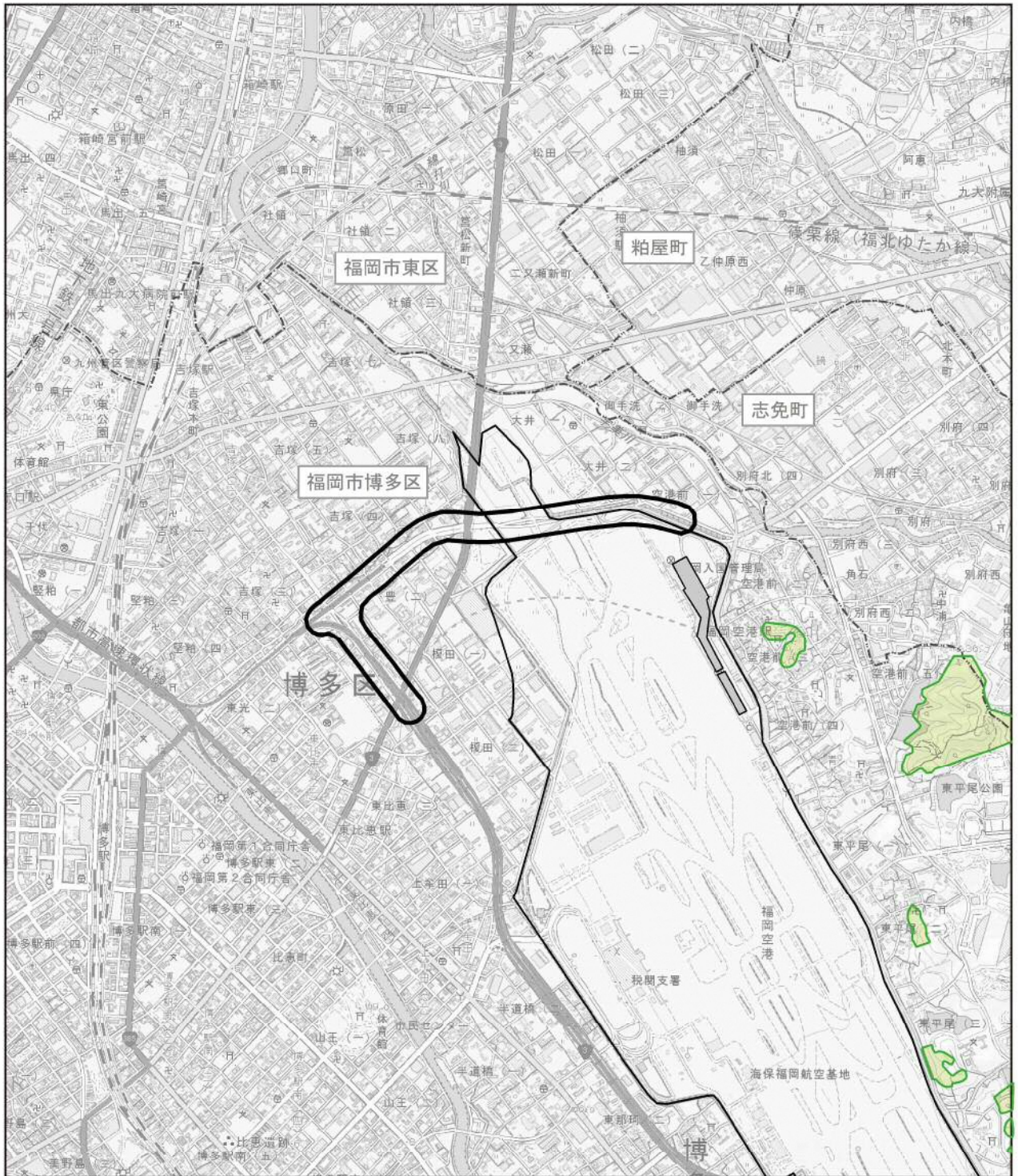
図 4.2.7-6 鳥獣保護区等指定状況

凡例

-  都市計画対象道路事業実施区域
-  国内線旅客ターミナル
-  福岡空港
-  市町村界
-  区界
-  鳥獣保護区

出典：「平成30年度福岡県鳥獣保護区等位置図」  
 (平成30年8月 福岡県畜産会)





凡例







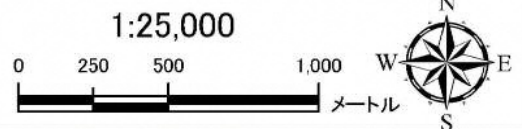
-  都市計画対象道路事業実施区域
-  国内線旅客ターミナル
-  福岡空港
-  市町村界
-  区界
-  森林区域

図 4.2.7-7 保安林等指定状況

出典：「国土情報ウェブマッピングシステム」  
 (平成 27 年度 国土交通省国土政策局国土情報課、  
<http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudojoho.html>)



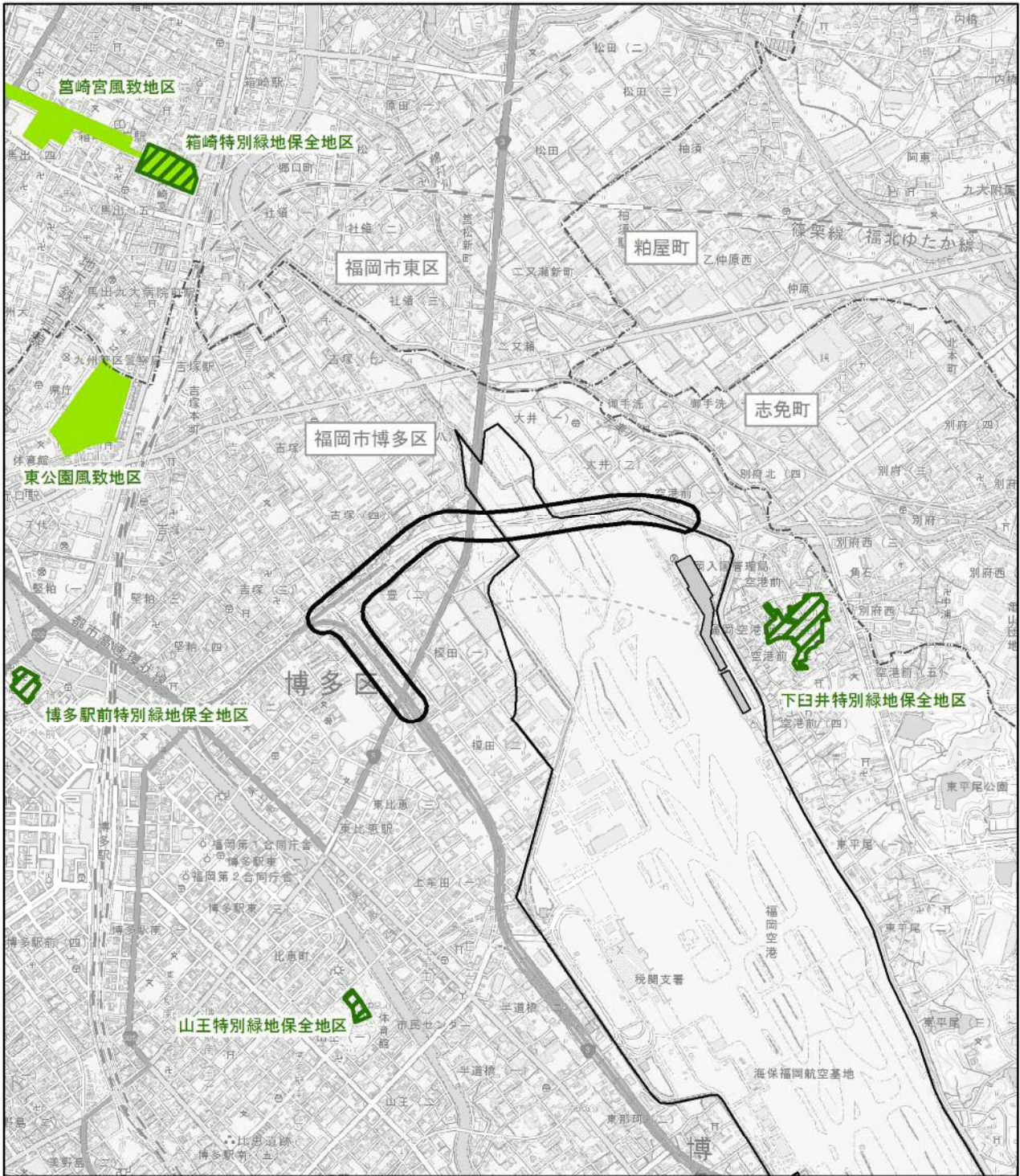


図 4.2.7-8 風致地区指定状況

凡例

-  都市計画対象道路事業実施区域
-  国内線旅客ターミナル
-  福岡空港
-  市町村界
-  区界
-  風致地区
-  特別緑地保全地区

1:25,000



出典:「福岡都市計画用途地域図」(平成27年4月 福岡市)

## 5) 景観形成地域

都市計画対象道路事業実施区域は、「福岡市景観計画」（平成 28 年 3 月改定）（施行日平成 28 年 10 月 1 日）において、図 4.2.7-9 に示すとおり一般市街地ゾーンに位置しており、表 4.2.7-19 に示す規模の建築物等の新築，増築，改築や移転などが届出対象となっている。この届出対象行為の全てが「景観法」（平成 16 年 6 月法律第 110 号 最終改正 平成 30 年法律第 41 号）による特定届出対象行為となっている。また、「都市景観形成基本計画」に基づく都市景観形成地域は，御供所地区，はかた駅前通り地区が指定されており，その位置は図 4.2.7-9 に示すとおりである。

表 4.2.7-19 福岡市景観計画に示されている届出対象行為

届出に係る規模	
建築物	1 都心ゾーン、一般市街地ゾーン、港湾ゾーンにあつては、高さが 31 m を超え、又は延べ面積が 10,000 m <sup>2</sup> を超えるもの <div style="display: flex; justify-content: flex-end; gap: 5px;"> <span style="background-color: #f4a460; padding: 2px;">都心ゾーン</span> <span style="background-color: #fff9c4; padding: 2px;">一般市街地ゾーン</span> <span style="background-color: #c5cae9; padding: 2px;">港湾ゾーン</span> </div>
	2 山の辺・田園ゾーン、海浜ゾーンにあつては、高さが 10 m を超え、又は延べ面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの <div style="display: flex; justify-content: flex-end; gap: 5px;"> <span style="background-color: #a5d6a7; padding: 2px;">山の辺・田園ゾーン</span> <span style="background-color: #90caf9; padding: 2px;">海浜ゾーン</span> </div>
	3 歴史・伝統ゾーンにあつては、高さが 15 m を超え、又は延べ面積が 1,500 m <sup>2</sup> を超えるものとする。ただし、沿道区域では、福岡市都市景観条例施行規則第 7 条第 1 号若しくは第 2 号に定める規模以外のものとする。 <div style="display: flex; justify-content: flex-end; gap: 5px;"> <span style="background-color: #c5e1a5; padding: 2px;">歴史・伝統ゾーン</span> </div>
	4 福岡市都市計画高度地区の許可を受けて建築物の高さの最高限度の規定を適用しないこととされたもの
	5 建築基準法第 59 条の 2 第 1 項の規定による許可を受けたもの
工作物	1 都心ゾーン、一般市街地ゾーン、港湾ゾーンにあつては、高さが 31 m を超えるもの又は、備考 4 (6) に掲げる工作物については、幅員が 10 m を超え、若しくは長さが 30 m を超えるものとする。 <div style="display: flex; justify-content: flex-end; gap: 5px;"> <span style="background-color: #f4a460; padding: 2px;">都心ゾーン</span> <span style="background-color: #fff9c4; padding: 2px;">一般市街地ゾーン</span> <span style="background-color: #c5cae9; padding: 2px;">港湾ゾーン</span> </div>
	2 歴史・伝統ゾーンにあつては、高さが 15 m を超えるもの又は、備考 4 (6) に掲げる工作物については、幅員が 10 m を超え、若しくは長さが 30 m を超えるものとする。ただし、沿道区域では、福岡市都市景観条例施行規則第 7 条第 3 号に定める規模以外のものとする。 <div style="display: flex; justify-content: flex-end; gap: 5px;"> <span style="background-color: #c5e1a5; padding: 2px;">歴史・伝統ゾーン</span> </div>
	3 山の辺・田園ゾーン、海浜ゾーンにあつては、高さが 10 m を超えるもの又は、備考 4 (6) に掲げる工作物については、幅員が 10 m を超え、若しくは長さが 30 m を超えるものとする。 <div style="display: flex; justify-content: flex-end; gap: 5px;"> <span style="background-color: #a5d6a7; padding: 2px;">山の辺・田園ゾーン</span> <span style="background-color: #90caf9; padding: 2px;">海浜ゾーン</span> </div>

出典：「福岡市景観計画」（平成 28 年 3 月 福岡市）（施行日平成 28 年 10 月 1 日）

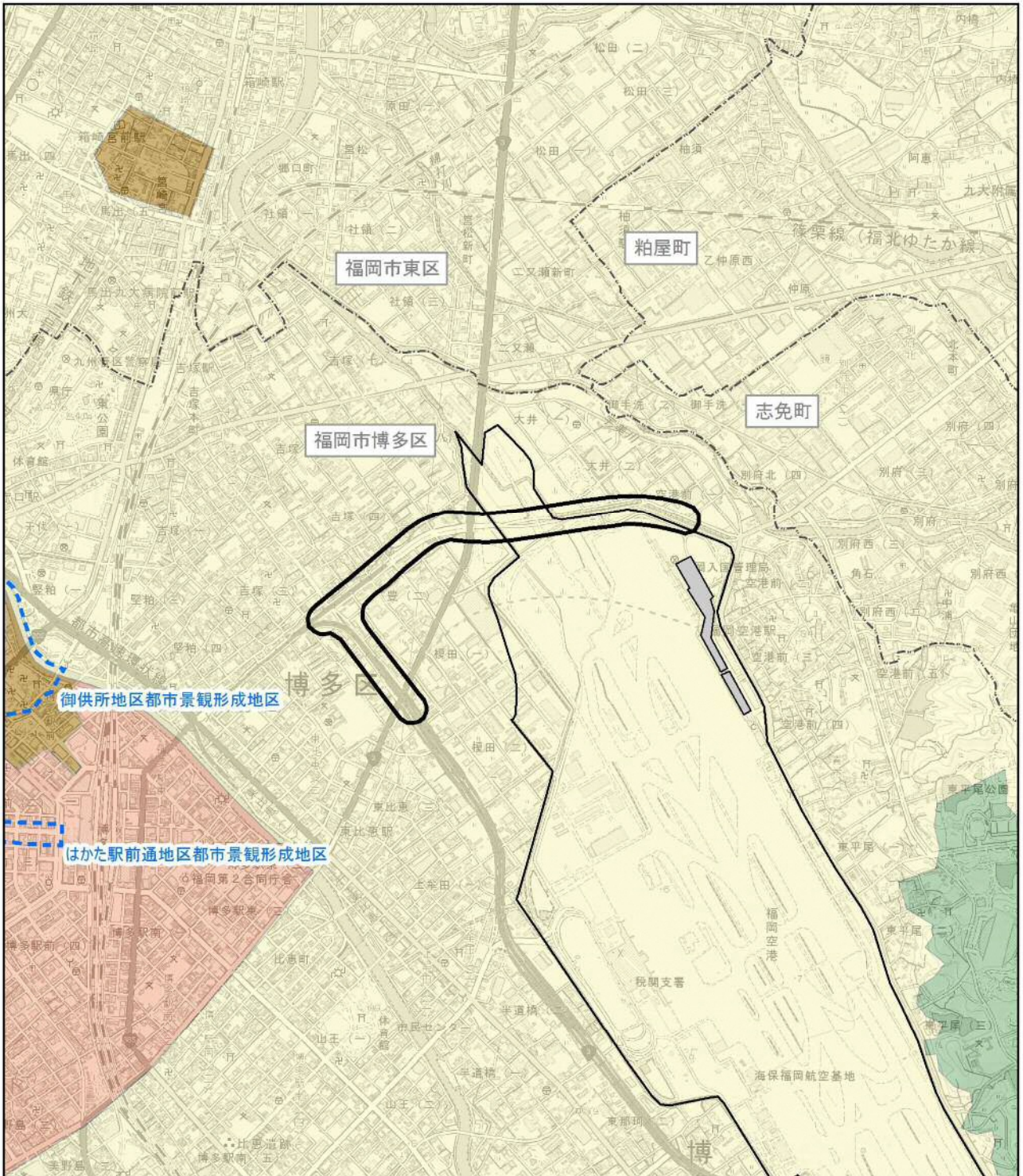


図 4.2.7-9 景観形成地域指定状況

凡例

- |   |                |   |           |
|---|----------------|---|-----------|
|  | 都市計画対象道路事業実施区域 |  | 都市景観形成地区  |
|  | 国内線旅客ターミナル     | 福岡市景観計画   |           |
|  | 福岡空港           |  | 都心ゾーン     |
|  | 市町村界           |  | 一般市街地ゾーン  |
|  | 区界             |  | 山の辺・田園ゾーン |
|   |                |  | 歴史・伝統ゾーン  |

1:25,000



出典：「福岡市景観計画」(平成28年3月 福岡市) (施行日平成28年10月1日)  
「福岡都市計画用途地域図」(平成27年4月 福岡市)

(10) 文化財保護法に基づく史跡・名勝・天然記念物等

事業実施区域周囲における「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月法律第 214 号 最終改正 平成 30 年法律第 42 号）、「福岡県文化財保護条例」（昭和 30 年 4 月条例第 25 号 最終改正 平成 16 年条例第 65 号）、「福岡市文化財保護条例」（昭和 48 年 3 月条例第 33 号 最終改正 平成 24 年条例第 37 号）に基づく史跡・名勝・天然記念物等の指定状況は表 4.2.7-20 に示すとおりであり、その分布状況は図 4.2.7-10 に示すとおりである。

また、事業実施区域周囲に分布する「文化財保護法」に基づく埋蔵文化財包蔵地の分布状況は表 4.2.7-21 及び図 4.2.7-11 に示すとおりである。

なお表 4.2.7-22 に示すとおり、過年度における福岡空港の埋蔵文化財発掘調査において、水田、弥生土器、土製品及び木製品等の遺構・遺物が発見されている。

表 4.2.7-20(1) 事業実施区域周囲における指定文化財等の内容

市	区分	国指定	県指定	市町指定
福岡市 博多区	建造物	1	2	5
	史跡	4	1	6
	名勝			
	天然記念物		1	
福岡市 東区	建造物	1	1	
	史跡	1	1	
	名勝			
	天然記念物			
志免町	建造物			
	史跡			1
	名勝			
	天然記念物			
粕屋町	建造物			
	史跡			2
	名勝			
	天然記念物			6

出典：「平成 29 年度版 教育要覧」（平成 29 年 9 月 福岡市教育委員会）

「福岡県の文化財」（福岡県ホームページ、<http://www.fsg.pref.fukuoka.jp/bunka/index.asp>）

「福岡市の文化財」（福岡市経済観光文化局ホームページ、<http://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/>）

「福岡県教育委員会文化財保護課資料」

「志免町の史跡・文化財」（志免町ホームページ、<http://www.town.shime.lg.jp/site/bunkazai/>）

「粕屋町指定文化財」（粕屋町ホームページ、

<http://www.town.kasuya.fukuoka.jp/chiiki/rekishi/shiteibunkazai/index.html>）



表 4.2.7-20(2) 事業実施区域周囲における指定文化財等の内容

番号	名称	指定	種別	所在
1	元寇防塁（地蔵松原地区）	国指定	史跡	福岡市東区筥松 4 丁目 1, 箱崎 6 丁目 8
2	筥崎宮鳥居, 拝殿, 本殿, 楼門	国指定	建造物	福岡市東区筥崎 1-22-1
3	住吉神社本殿	国指定	建造物	福岡市博多区住吉 3-1-51
4	金隈遺跡	国指定	史跡	福岡市博多区金隈字観音浦, 字日浦
5	聖福寺, 聖福寺境内	国指定	史跡	福岡市博多区御供所町 6-1
6	比恵遺跡	国指定	史跡	福岡市博多区博多駅南 5-12
7	板付遺跡	国指定	史跡	福岡市博多区板付 2, 3
8	石造九重塔（相輪欠）	県指定	建造物	福岡市東区箱崎 6
9	崇福寺唐門, 山門	県指定	建造物	福岡市博多区千代 4
10	枯野塚	県指定	史跡	福岡市東区馬出 5-228
11	櫛田の銀杏	県指定	天然記念物	福岡市博多区上川端町 1-41
12	福岡県立福岡高等学校校舎	県指定	建造物	福岡市博多区堅粕一丁目 29-1
13	比恵遺跡群	県指定	史跡	福岡市博多駅南 4 丁目
14	東長寺六角堂	市指定	建造物	福岡市博多区御供所町 2-4
15	住吉神社能楽殿	市指定	建造物	福岡市博多区住吉 3-1-51
16	博多町家ふるさと館 （旧三浦家住宅）	市指定	建造物	福岡市博多区冷泉町 6-10
17	旧三浦家住宅	市指定	建造物	福岡市博多区冷泉町 6-10
18	東光院境内	市指定	史跡	福岡市博多区吉塚 3-20-37
19	九州鉄道発祥の碑	市指定	史跡	福岡市博多区吉塚 3 丁目 20 番 37 号
20	福岡藩主黒田家墓所	市指定	史跡	福岡市博多区御供所町 2-4
21	福岡藩主黒田家墓所	市指定	史跡	福岡市博多区千代四丁目 7-79
22	那珂遺跡	市指定	史跡	福岡市博多区那珂 6-316, 17
23	那珂八幡古墳	市指定	史跡	福岡市博多区那珂 1-44
24	承天寺開山堂, 唐門, 鐘楼	市指定	建造物	福岡市博多区博多駅前一丁目 29-9
25	亀山石棺	町指定	史跡	福岡県糟屋郡志免町別府二丁目 98-2
26	奉書写大乘妙典 一石一字経供養塔	町指定	史跡	福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原
27	阿弥陀三尊梵字板碑	町指定	史跡	福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原
28	志賀神社のクスノキ	町指定	天然記念物	福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原
29	伊賀薬師堂のクスノキ	町指定	天然記念物	福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原
30	戸原天神森のクスノキ	町指定	天然記念物	福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原
31	熊野神社のフジ	町指定	天然記念物	福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋
32	熊野神社のスダジイ	町指定	天然記念物	福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋
33	柚須区のごようまつ	町指定	天然記念物	福岡県糟屋郡粕屋町大字柚須

出典：「平成 29 年度版 教育要覧」（平成 29 年 9 月 福岡市教育委員会）

「福岡県の文化財」（福岡県ホームページ, <http://www.fsg.pref.fukuoka.jp/bunka/index.asp>）

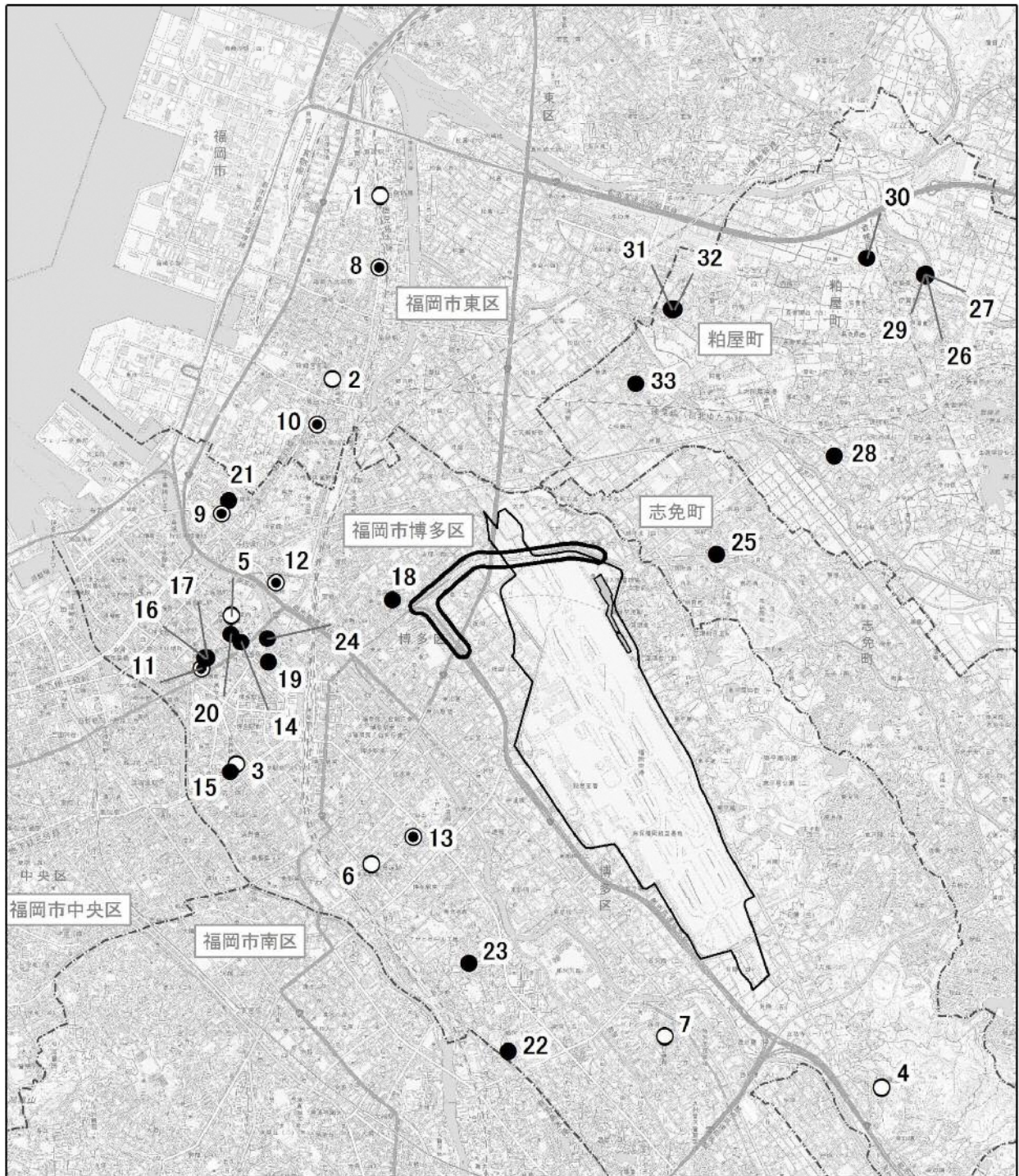
「福岡市の文化財」（福岡市経済観光文化局ホームページ, <http://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/>）

「福岡県教育委員会文化財保護課資料」

「志免町の史跡・文化財」（志免町ホームページ, <http://www.town.shime.lg.jp/site/bunkazai/>）

「粕屋町指定文化財」（粕屋町ホームページ,

<http://www.town.kasuya.fukuoka.jp/chiiki/rekishi/shiteibunkazai/index.html>）

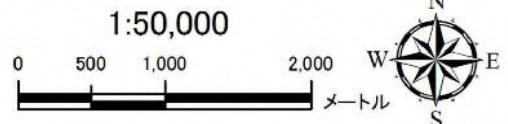


凡例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 国内線旅客ターミナル
- 福岡空港
- 市町村界
- 区界
- 文化財(国指定)
- 文化財(県指定)
- 文化財(市・町指定)

図 4.2.7-10 文化財位置図

出典：「平成 29 年度版 教育要覧」（平成 29 年 9 月 福岡市教育委員会）  
 「福岡県の文化財」（福岡県ホームページ）  
 「福岡市の文化財」（福岡市経済観光文化局ホームページ）  
 「福岡県教育委員会文化財保護課資料」  
 「志免町の史跡・文化財」（志免町ホームページ）  
 「粕屋町指定文化財」（粕屋町ホームページ）



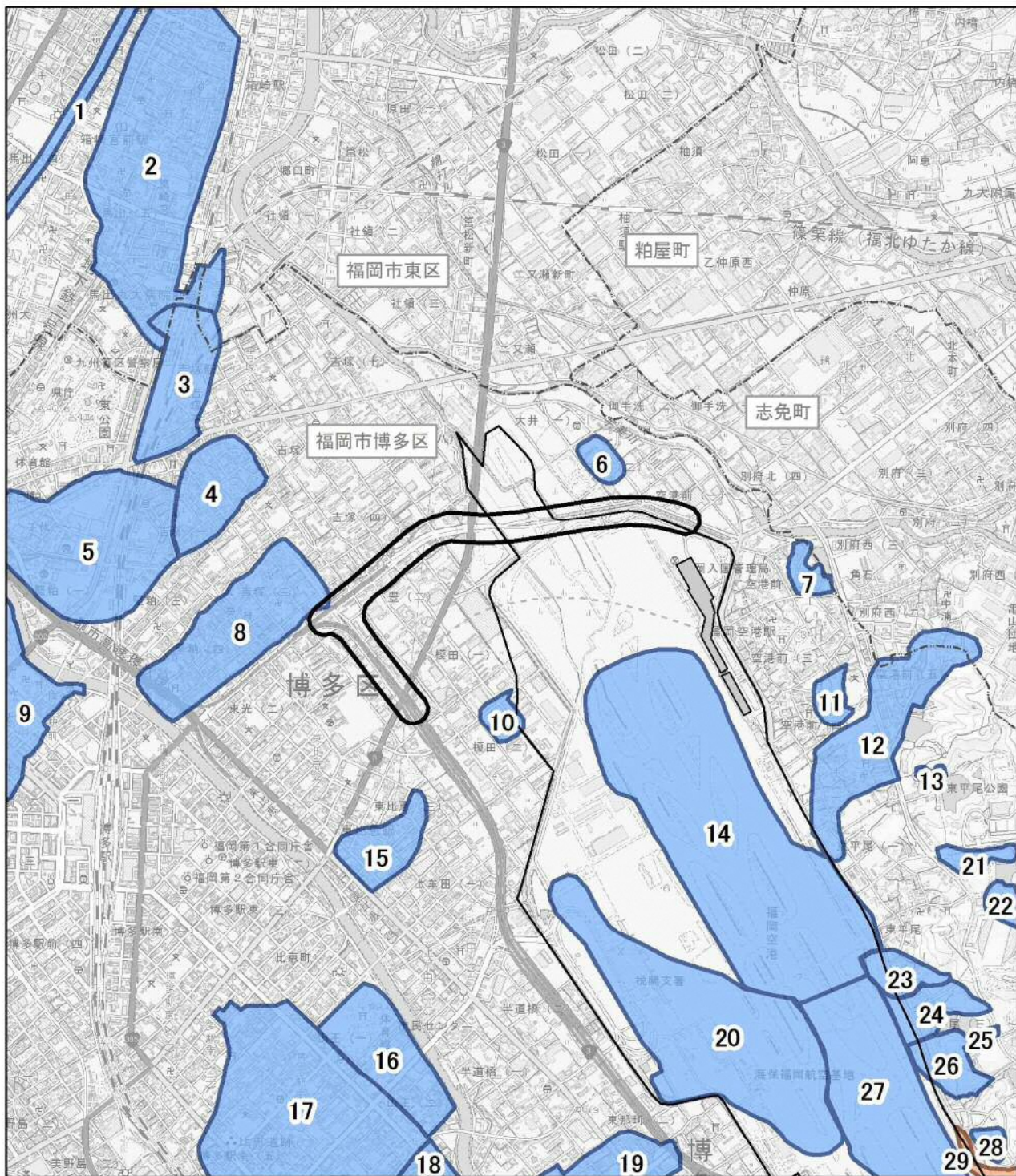


図 4.2.7-11 埋蔵文化財包蔵地の分布位置

凡例

- |  |                |  |          |
|--|----------------|--|----------|
|  | 都市計画対象道路事業実施区域 |  | 埋蔵文化財包蔵地 |
|  | 国内線旅客ターミナル     |  | 遺跡       |
|  | 福岡空港           |  | 古墳       |
|  | 市町村界           |  |          |
|  | 区界             |  |          |

出典：「福岡市経済観光文化局文化財部文化財保護課資料」  
 (平成27年10月 福岡市経済観光文化局)  
 「福岡市文化財分布地図」(平成28年4月 福岡市教育委員会)

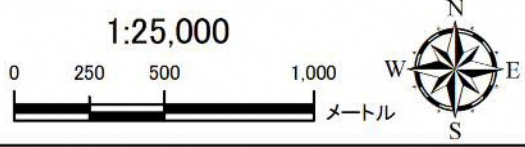


表 4.2.7-21 事業実施区域周囲における周知の埋蔵文化財包蔵地

番号	名 称
1	元寇防塁
2	箱崎遺跡
3	吉塚本町遺跡
4	吉塚祝町遺跡
5	堅粕遺跡
6	大井遺跡
7	下臼井遺跡
8	吉塚遺跡
9	博多遺跡群
10	榎田遺跡
11	上臼井遺跡
12	席田青木遺跡
13	松崎遺跡
14	上牟田遺跡
15	東比恵3丁目遺跡
16	山王遺跡
17	比恵遺跡群
18	那珂遺跡群
19	東那珂遺跡
20	雀居遺跡
21	中尾遺跡
22	貝花尾遺跡
23	久保園遺跡
24	席田大谷遺跡
25	宝満尾古墳
26	宝満尾遺跡
27	上月隈D遺跡
28	狐塚遺跡
29	水町古墳

出典：「福岡市文化財分布地図」（平成28年4月  
福岡市教育委員会）

表 4.2.7-22 事業実施区域周囲における過去の埋蔵文化財発掘調査における遺構・遺物

遺跡名	所在地	主な時代	主な遺構	主な遺物
久保園遺跡	福岡市東区 東平尾	弥生時代 古墳時代 古代	堀立柱建物, 溝, 井戸, 水田, 水路	弥生土器, 土師器, 須恵器, 黒色土器, 土製品, 木製品, 石製品, 青銅製品, 鉄製品, 獣骨, 種実
雀居遺跡	福岡市博多区 半道橋	弥生時代 古墳時代 古代～中世	堀立柱建物, 溝, 井戸, 水田	弥生土器, 土師器, 須恵器, 土製品, 石製品, 木製品, 甕棺

出典：「久保園遺跡4－第4次調査報告－福岡市埋蔵文化財調査報告書第1148集」（福岡市教育委員会）  
 「福岡空港西側整備に伴う埋蔵文化財調査報告 雀居9 福岡市埋蔵文化財調査報告書第748集」（福岡市教育委員会）

#### (11) 防災関係の法令等による指定状況

##### 1) 急傾斜地崩壊危険区域

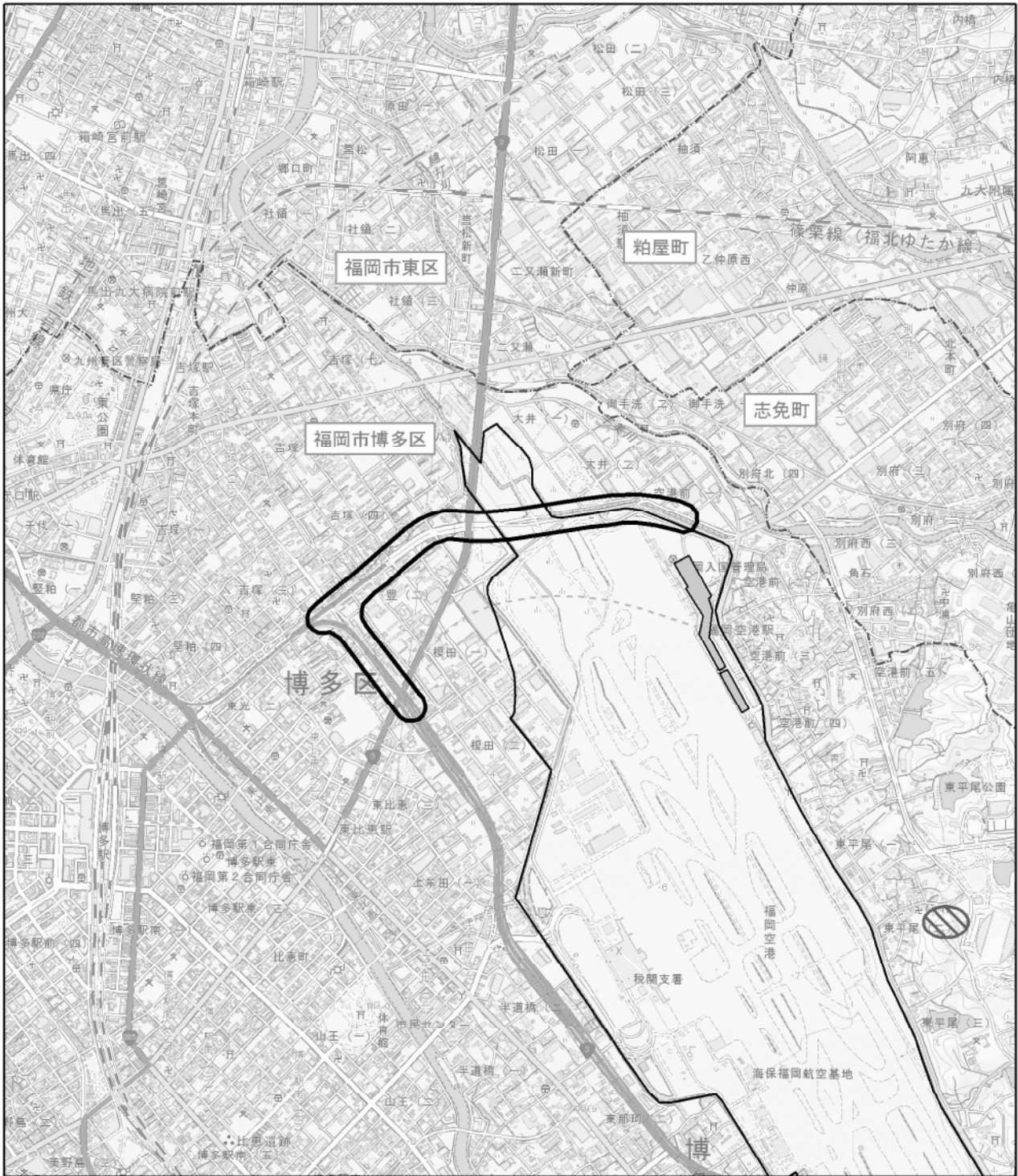
事業実施区域周囲においては「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年7月法律第57号 最終改正 平成17年法律第82号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域が指定されており、その位置は図4.2.7-12に示すとおりである。

##### 2) 砂防指定地

事業実施区域周囲においては「砂防法」（明治30年3月法律第29号 最終改正 平成25年法律第76号）に基づく砂防指定地は指定されていない。

##### 3) 地すべり防止区域

事業実施区域周囲においては「地すべり等防止法」（昭和33年3月法律第30号 最終改正 平成29年法律第45号）に基づく地すべり防止区域は指定されていない。



凡例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 国内線旅客ターミナル
- 福岡空港
- 市町村界
- 区界
- 急傾斜地崩壊防止区域

図 4.2.7-12 急傾斜地崩壊危険区域指定状況

1:25,000



出典：「福岡県土整備事務所管内図」（平成 30 年 3 月 福岡県土整備事務所）